

大 監 第 85 号  
平成 17 年 8 月 18 日

大阪市監査委員	船 場 太 郎
同	勝 田 弘 子
同	川 村 恒 雄
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 17 年 6 月 21 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

### 記

#### 第 1 請求の受付

##### 1 請求の要旨

市は、地域の商店街活性化を目的として、一商店街一國運動事業（以下「一商一國運動」という。）を奨め、その事業を支援するため補助金を交付している。大阪駅前第 2 ビル振興会（以下「2 ビル振興会」という。）及び大阪駅前ビル振興連合会（駅前第 1、第 2、第 3 及び第 4 ビル振興会の連合体。以下「駅ビル連合会」という。）は、毎年ビルの空間を利用するなどして一商一國運動を開催し、市の補助金を受給してきたが、イベント経費に関する平成 15 年度及び平成 16 年度の決算報告資料について確認したところ、事実と異なる請求が判明した。虚偽の請求による補助金の受給は契約違反であり、市長は事業認定を取り消し、補助金の返還を求める必要がある。これら虚偽の請求書に基づく補助金の支給に対し、厳正な監査を求めるものである。

##### (1) 控室使用料

居酒屋をイベント開催中の控室としてその使用料を請求しているが、通常通り営業していたことを周囲は確認している。また、居酒屋は 2 ビル振興会会長と駅ビル連合会会長を兼ねる者が経営者であること、その他の控室使用は 2 ビル振興会会員の店であり通常通り営業していることが確認されている。ゲームセンターやジャズバー等控室として考えられないところについても使用料の領収書が発行されている。

##### (2) 第 2 ビル会議室使用料

駅ビル連合会のイベントで第 2 ビル会議室を使用する場合は無料であるところ、使用料を支払っている。

##### (3) イベント広場使用料

第 2 ビル地下のコミュニティスペースであるマイシティオアシスは、駅ビル連合

会のイベントには無料で使用できるところ、1日10万円を請求している。一般料金でも1日5万円である。

(4) 参加賞景品の購入数

イベント事業を受託しているA社発行の請求書内訳による参加賞景品の数量と、駅ビル連合会発行の参加賞景品購入一覧表の数量に差がある。防犯ブザーは、A社の内訳では100個となっているが、駅ビル連合会の一覧表では62個となっており、ウォッシュボンセットは、A社の内訳では60セットとなっているが、駅ビル連合会の内訳では50セットとなっている。

(5) さくらまつり2004及び2005の認定から補助金支出までの期間

2ビル振興会主催の「さくらまつり花とスイスの3日間」（平成16年3月29日～31日及び平成17年3月28日～30日）は、いずれも事業認定・助成金交付申請書が市に提出・認定されてから、事業完了報告書・助成金申請書提出、交付まで約1か月半ですべてが完了している。他のイベントでは、補助金交付申請から支払まで3か月以上かかっているのと対照的である。

(6) マイシティオアシス平成15年度収支決算報告の収入の疑義

ア 平成16年4月13日付け市立小学校長による84,100円の領収書について小学校に問い合わせたところ、2ビル振興会から寄付された一輪車の金額であるという。この金額が決算書の「チャリティ預り金」金額と一致していることから、支払っていない金額の領収証を小学校に作成させた虚偽の文書と考えられる。

イ 助成金500,000円について、第2ビル管理組合（以下「管理組合」という。）の管理人に問い合わせたところ、市の補助金であるとのことであったが、平成15年度の市の2ビル振興会への補助金は、市が作成した補助金一覧の通り2,763,000円である。したがって、その差額2,263,000円が収入として計上されていない。

一商一國運動の補助金の認定について、市長は大阪市商店会総連盟（以下「市商連」という。）理事長あてに4項目の条件を付して通知している。その中に「補助事業として不相当と認められる事実が判明したときは、認定を取り消すことがある。」とあり、市長は認定を取り消すと同時に、虚偽の会計文書作成で補助金を受給した違法行為につき、これまでに交付した補助金のうち、少なくとも不正の証明書が存在する平成15年度及び平成16年度の2年間の合計額10,788,000円について、返還請求権を行使すべきである。

よって、監査委員は市長に対し次のように勧告するよう求める。

市長は、市商連、2ビル振興会及び駅ビル連合会に対し、虚偽の領収書等により不正に受給した市の一商一國運動補助金を返還させること。なお、今後の補助金を支給しないこと。

以上により、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき、事実証明書を添付のうえ監査請求する。なお、監査請求の期間制限を超えた分については、2ビル振興会及び駅ビル連合会ともに居住者に対して会計文書の公開をしないため検証する方法がなかったのであり、期間徒過に正当な理由がある。

## 事実証明書

- ・平成 12 年度から平成 16 年度までの 2 ビル振興会及び平成 13 年度から平成 16 年度までの駅ビル連合会が行った一商一國運動に関する補助金交付額等の表
- ・ 2 ビル振興会及び駅ビル連合会あての不正に発行された請求書・領収書一式（平成 15 年度及び平成 16 年度）
- ・ マイシティオアシス収支決算報告（平成 15 年度）
- ・ 一商一國運動補助金交付一覧（平成 12 年度から 15 年度までの北区分。平成 16 年度は北区の一部）
- ・ 2 ビル振興会機関紙（マイシティオアシス利用料金の記載部分）
- ・ 第 2 ビル地下 4 階会議室使用申込書及び領収書
- ・ 2 ビル振興会及び駅ビル連合会の一商一國運動認定書、補助金交付決定書及び補助金交付決定書請求書（平成 15 年度及び平成 16 年度）
- ・ 駅ビル連合会実施一商一國運動でのお買い物・ご飲食割引券等（平成 16 年度）
- ・ ゲームセンターの写真

〔監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。〕

## 2 請求の受理

### (1) 請求期間制限の適用

怠る事実については、監査請求期間の制限がないのが原則であることに鑑みれば、実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象としてなされた住民監査請求において、監査委員が当該怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求に請求期間制限の規定は適用されないとされている。

本件請求において対象としているのは、本市の補助金の一部が虚偽の領収書等により不正受給されたことに対し、返還請求権の行使を怠っていることと解され、補助金の支出が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはないことから、本件請求には請求期間制限の適用はない。

### (2) 今後の支給差止め

違法・不当な財務会計上の行為については、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合にも請求対象となるが、本件請求については、補助金の支出という財務会計上の行為が違法・不当であるとのものではなく、虚偽の領収書等によって不正受給された補助金の返還請求権を行使すべきであるとの主張である。したがって、今後において違法・不当な補助金の支出がなされることが相当の確実さをもって予測される場合にはあたらない。

以上により、平成 15 年度及び平成 16 年度に支出された 2 ビル振興会及び駅ビル連合会に係る一商一國運動補助金の返還請求権の行使を怠る事実について、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

平成15年度及び平成16年度に支出された2ビル振興会及び駅ビル連合会に係る一商一國運動補助金計10,788,000円について返還請求権を行使しないことが、請求人の主張する事項から違法・不当に返還請求権の行使を怠る事実にあたるか。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成17年7月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から、新たな証拠として、第2ビル地下4階会議室使用規程の提出がなされた。

請求の要旨を補足する内容は次のとおりである。

- ・ イベント関係者控室使用料について  
控室の金額が様々で、請求金額に根拠がない。
- ・ 第2ビル会議室使用料について  
2ビルの会議室の管理は管理会社が管理しており、同社からの領収書になるはずであるが、2ビル振興会が発行している。
- ・ イベント広場使用料について  
マイシティオアシスは区分所有者の共用部分であり、また、2ビル振興会に2ビル振興事業の運用は任されていることから、区分所有者や2ビル振興会がマイシティオアシスを使用する場合は無料となる。

### 3 監査対象局の陳述

経済局を監査対象局とし、平成17年7月25日に経済局長ほか関係職員から陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 補助金の規定

法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができることとされている。

経済局では、一商一國運動補助要綱（平成12年4月1日制定。以下「要綱」という。）を定めており、その主な内容は次のとおりである。

#### ア 趣旨

要綱第1条において、一商一國運動は、本市が国際集客都市づくりを進めるなか、市商連及び加盟の商店街（その連合体を含み、以下「商店街等」という。）が、地域の消費者をはじめ本市内外からのビジター等に対して本市の都市基盤と商店街の魅力をアピールし集客力を高めるとともに、商店街の国際化と活性化を図るために実施するとされている。

#### イ 一商一國運動及び補助金の交付

要綱第3条において、一商一国運動とは、商店街等でそれぞれ一つの外国を応援国に決めて、その国のナショナルデー等に合わせて実施する文化交流事業の取り組みやその国を紹介する特産品フェアその他の関連イベント等を実施する事業で、一事業あたりの補助金の額は、次の要綱別表により定める補助率及び補助限度額を適用して得られる額とされている。

#### 別表

補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	
次の①、②を合算	
① 企画及び応援国の文化等をPRする事業費に係る補助対象経費に対し、定額補助として、補助限度額50万円を適用する。	
② 補助対象経費から①の定額補助額を差し引いた後の額に対して下記補助率及び補助限度額250万円を適用する。	
ただし、高位金額はそれぞれ低位金額の補助率を先に適用し、残額について逐次当該補助率を適用する。	
定額補助額控除後の補助対象経費額	補助率
3,500千円以下	1/2
3,500千円超 4,500千円以下	1/3
4,500千円超 5,500千円以下	1/5
5,500千円超	1/10

#### ウ 補助対象経費

要綱第5条において、補助対象経費は、一商一国運動の実施に要する経費のうち、会場費、その他市長が特に必要と認める経費等とされている。なお、取扱いとして、会議等における飲食代に係る経費は対象としないこととされている。

#### エ 補助金の取消し及び検査等

要綱第13条において、市長は、虚偽の申請その他不正の行為があったとき等は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができるとされ、また、要綱第14条において、市長は市商連に対し、補助対象事業に係る報告を求め、又は検査することができるとされている。

#### (2) 補助金の支出手続

事業認定申請が商店街等から市商連を通じて本市にあり、審査のうえ、市長から市商連あてに補助事業として不相当と認められる事実が判明したときは認定を取り消すことがある等の条件を付した対象事業認定書を発行する。

商店街等で事業実施後に事業完了報告・補助金交付申請が市商連を通じて本市にあり、領収書・写真等に基づき審査のうえ、市長から市商連あてに不相当と認める

事由を発見したときは補助金の全額若しくは一部を返還させることがある等の条件を付した補助金交付決定がなされ、市商連から補助金交付決定書請求書及び補助金支払請求書の提出により、本市から市商連を通じて商店街等へ補助金が支払われている。

(3) 市商連及び商店会連盟について

市商連は、25の区商店会連盟（各区に1つ。ただし、中央区は2つ。）で組織されており、北区における商店会連盟組織である北区商店会総連合会には、2ビル振興会のほか、第1、第3及び第4ビルの振興会も加盟しており、また、第1ビルから第4ビルの振興会の連合体（ただし、平成16年度一商一国運動は、第2ビルから第4ビルの振興会の連合体。）として駅ビル連合会有る。市商連においては、関係外国機関との連携強化及び加盟商店会の指導育成を図る観点から、各商店会からの申請を整理し、補助金交付手続きを行っている。

(4) 本件補助金の支出

本件補助金については、次表のとおり支出されている。

ア 平成15年度

(単位：円)

事業実施団体	事業名称	全体事業費	補助対象経費	補助金額
		対象外経費		
2ビル振興会	さくらまつり 2004 花とスイスの3日間（平成16年3月29日～31日）	6,778,962	5,902,663 (1,433,000)	2,763,000 (500,000)
		876,299		
駅ビル連合会	ノルウェー&サンクスフェア（平成15年12月10日～26日）	6,969,385	5,663,843 (625,000)	2,716,000 (500,000)
		1,305,542		

(注) ・対象外経費は、消費税、加盟店案内リーフレット（販売促進用印刷物）等

・下段の（ ）は、企画及び応援国の文化等のPR事業費（以下「国際交流事業費」という。）

・2ビル振興会の84,100円の領収書は、補助対象外経費

イ 平成16年度

(単位：円)

事業実施団体	事業名称	全体事業費	補助対象経費	補助金額
		対象外経費		
2ビル振興会	さくらまつり 2005 花とスイスの3日間（平成17年3月28日～30日）	4,868,459	4,360,386 (852,843)	2,370,000 (500,000)
		508,073		
駅ビル連合会	ノルウェー&サンクスフェア（平成16年12月6日～24日）	8,061,274	7,556,904 (3,944,800)	2,939,000 (500,000)
		504,370		

(注) ・対象外経費は、消費税、お買い物ご飲食割引券（販売促進用印刷物）等。

・下段の（ ）は、国際交流事業費

(5) 本件領収書等に係る経済局の調査

調査書類は、預金通帳3冊(平成13年10月29日～、平成15年6月26日～及び平成15年12月29日～)、地下2階イベント広場(マイシティオアシス)契約書、17階会議室使用に係る覚書、マイシティオアシス平成14～16年度収支決算報告、駅ビル連合会平成14～16年度決算報告書、現金出納簿(2ビル振興会分及び駅ビル連合会分(平成16年4月1日～))、領収書原本(平成16年4月1日～)、支出伝票(平成16年4月1日～)で、現金出納簿、領収書原本及び支出伝票は、平成16年4月1日に2ビル振興会事務局長が交代し、その際に上記以前の各書類の引継ぎはなかったとのことである。また、2ビル振興会の事務局長が駅ビル連合会の事務局も兼ねているとのことである。

確認できた事項は、次のとおりである。

ア 控室使用料

(単位：円)

事業実施団体	利用日	領収書金額 (発行者)	補助対象額
2ビル振興会 (平成15年度)	3/29～31	104,170 (居酒屋)	99,210
	3/29	22,500 (喫茶店)	21,429
	3/30、31	29,000 (喫茶店)	27,620
	3/29～31	42,735 (すし屋)	40,700
	3/29	13,450 (ジャズバー)	12,810
	3/29	50,000 (ゲームセンター)	47,620
駅ビル連合会 (平成15年度)	12/24	7,500 (居酒屋)	7,143
2ビル振興会 (平成16年度)	3/28～30	30,220 (居酒屋)	28,781
	3/28～30	28,100 (喫茶店)	26,762
駅ビル連合会 (平成16年度)	12/21、22	26,000 (居酒屋)	24,762
	12/20、22	18,550 (喫茶店)	17,667
合計		372,225	354,504

2ビル振興会(平成15年度)分は、ゲームセンター分を除き、預金通帳により、支払の事実は認められ、居酒屋及びすし屋で利用できるお食事券並びにジャズバー及び喫茶店で利用できる喫茶券が事業関係者に渡されている。

イ 会議室使用料

(単位：円)

事業実施団体	利用日	領収書金額 (発行者)	補助対象額
駅ビル連合会 (平成15年度)	12/24～26	105,000 (2ビル振興会)	100,000
駅ビル連合会 (平成16年度)	12/20～22	157,500 (2ビル振興会)	150,000
合計		262,500	250,000

管理組合と2ビル振興会との覚書により、17階会議室の使用料は無料となっている。

ウ イベント広場使用料 (単位：円)

事業実施団体	利用日	領収書金額 (発行者)	補助対象額
駅ビル連合会 (平成 15 年度)	12/24～26	315,000 (2ビル振興会)	300,000
駅ビル連合会 (平成 16 年度)	12/20～22	315,000 (2ビル振興会)	300,000
合 計		630,000	600,000

イベント広場については、管理組合と2ビル振興会が無償使用契約を締結している(2ビル振興会機関紙によると利用料金は、終日5万円とされている。)

エ 参加賞景品の購入数 (単位：円)

事業実施団体	詳細	請求明細書金額 (発行者)	補助対象金額
駅ビル連合会 (平成 16 年度)	防犯ブザー (100個)	39,900 (A社)	38,000
	ウォッシュボンセット (60セット)	25,200 (A社)	24,000
合 計		65,100	62,000

使用数については、使用一覧表により、防犯ブザーが62個及びウォッシュボンセットが50セットとされていたが、購入個数については、防犯ブザーが100個及びウォッシュボンセットが60セットであることが請求書及び振替伝票で確認できた。

オ 補助金収入の計上

平成15年度の2ビル振興会の事業会計であるマイシティオアシス会計の助成金500,000円は、本市からのものではなく、2ビル振興会の一商一国運動に対しての本市から市商連への補助金支出日は、平成16年5月24日で支出金額は2,763,000円であり、市商連から2ビル振興会へは同日に振込手数料控除後の2,762,790円が振り込まれていることから、当該補助金はマイシティオアシス会計の会計期間上、平成15年度に計上されず、平成16年度に助成金として収入の部に上記の額と本市以外からの500,000円が合算して計上されている。

なお、平成14年度の補助金が2ビル振興会へ振り込まれたのは平成15年3月7日で、平成14年度の助成金として収入の部に計上されている。

2 監査対象局の陳述

(1) 補助金の概要と交付手続

一商一国運動は、外国との友好交流という特色を活かしたイベントを実施して商店街の活性化と国際化を図るため、市商連及び市商連加盟の商店街等が事業実施主体となり平成12年度より取り組んでいる事業である。

本市としては、商店街を中心としたまちのにぎわい創出や活性化策の一つとして、平成12年度より要綱を制定し、市商連に対して補助金の交付を行っている。



補助金交付に係る手続は、事業実施の約1か月半から1か月前頃に事業認定申請が行われ、認定後に事業が実施される。事業終了後、収支決算書や領収書、写真等を添付した完了報告書が提出され、これらを書類審査のうえ補助金交付金額の算定を行っている。

また、事業終了から補助金交付決定までの期間については、事業終了後の完了報告書の提出時期は商店街によってバラツキがあるものの、提出があり次第速やかに交付決定を行っている。

## (2) 各項目調査結果

請求人からは控室使用料、第2ビル会議室使用料、イベント広場使用料、参加賞景品の購入数、事業認定から補助金支出までの期間及びマイシティオアシス平成15年度収支決算報告・収入の疑義の6項目の問題点が指摘されている。

当局としては、これらに関する事実関係について、7月7日、8日及び11日の3日間にわたり、関係人に対する調査を行った。

調査内容は、補助金交付団体の市商連並びに事業実施団体である2ビル振興会及び駅ビル連合会の責任者に対する事情聴取と、団体が管理する出納簿・通帳・伝票等の出納証拠書類の確認等である。

### ア 控室使用料

平成15年度の2ビル振興会主催の「さくらまつり 2004 花とスイスの3日間」で利用したとされる居酒屋、喫茶店、すし屋及びジャズバーについては、出演者やスタッフ等関係者の控室や休憩場所が必要となり、会議室だけで補えない場合に会員の店を控室として利用したということであり、利用に際してはイベント関係者に飲食券を配布のうえ営業中の飲食店を控室等として適宜利用してもらい、各店舗ごとに利用料金の精算を行ったものである。

これらについては、控室としての利用と推測されるものの、具体的な請求内容は実質的に飲食費に相当するものである。

また、ゲームセンターについては、店内に事務室が有り、ここをフォトコンテスタのモデル等の更衣室や控室として利用していたとのことであるが、当時の伝票等出納証拠書類が無く、支払事実については確認できなかった。

平成15年度の駅ビル連合会主催の「ノルウェー&サンクスフェア」で利用したとされる居酒屋については、当時の伝票等出納証拠書類が無く、支払事実については確認できなかった。

平成16年度の2ビル振興会主催の「さくらまつり 2005 花とスイスの3日間」で利用したとされる居酒屋及び喫茶店並びに平成16年度の駅ビル連合会主催の「ノルウェー&サンクスフェア」で利用したとされる居酒屋及び喫茶店については、イベント外目的で別の日に使用した領収証をもって請求したという事実が関係書類及び関係者の事情聴取により判明した。

### イ 会議室使用料

第2ビル会議室使用料に関しては、当該イベント開催期間中のイベント関係者の控室や休憩場所として利用されたのは、2ビル振興会が管理組合から無償使用の覚書を交わしている同ビル17階の会議室であったとのことであった。しかし

ながら、17 階会議室の使用料支払に係る客観的な根拠や具体の支払事実について、当時の伝票等出納証拠書類が無く、確認できなかった。

#### ウ イベント広場使用料

イベント広場マイシティオアシス使用料に関しては、2ビル振興会が管理組合との契約に基づき管理・運営しており使用収益も得ているものであるが、本件使用料支払に係る客観的な根拠や具体の支払事実について、当時の伝票等出納証拠書類が無く、確認できなかった。

#### エ 参加賞景品の購入数

参加賞景品の購入数に関しては、関係者の証言によれば、本件はイベントのゲーム参加賞景品であり、ゲーム参加者に景品を配布したものであるが、各賞ごとの購入数量と当選者数とにズレが生じたため残数を別の賞の当選者に充てたとのことである。したがって、購入分については全て配布したとのことであるが、最終的な配布数の内訳を十分に把握せず誤って一覧表を作成したとのことである。

なお、イベント業者からの購入数量については、イベント業者の内部伝票等により相違ないことを確認したが、駅ビル連合会からの報告書中の一覧表とは齟齬があり、残余の用途については確認できなかった。

#### オ 認定から補助金支出までの期間

さくらまつり 2004 及び 2005 の認定から補助金支出までの期間に関しては、他の商店街も含めて 3 月下旬に開催された一商一国運動は、平成 15 年度は 9 件、平成 16 年度は 5 件あったが、本件も含めていずれも事業認定から補助金交付までの期間はおおむね 2 か月半～3 か月となっており、2ビル振興会だけが特に短期間であるということはない。

#### カ マイシティオアシス平成 15 年度収支決算報告・収入の疑義

マイシティオアシス平成 15 年度収支決算報告・収入の疑義に関しては、1 点目の 84,100 円の領収書については、チャリティ事業としての売上金であり、そもそも補助対象外経費である。2 点目の助成金については、平成 15 年度の 2ビル振興会に対する本市補助金の 2,763,000 円は平成 16 年 5 月 24 日に本市から市商連の口座に振込み、同日付けで市商連から 2ビル振興会口座に振り込まれていることを団体の通帳等により確認しており、当該補助金については、平成 16 年度の収入として全額計上されていることを 2ビル振興会の通帳及びマイシティオアシス平成 16 年度収支決算報告にて確認した。

なお、請求人が主張している助成金 500,000 円については、本市が支出したものではない。

上記アからカ以外の項目についても併せて事実関係の調査を行っており、虚偽の申請がないことを確認した。

### 3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、補助金は、通常どおり営業している居酒屋など控室として考えられないところから控室使用料の領収書が発行され、無料であるところの会議室やイベント広場に使用料を支払っているなど虚偽の領収書に基づくものを含んでおり、また、収支決算報告に補助金相当額が計上されていないことなどからも、市長は事業認定を取り消すと同時に返還請求権を行使すべきであると主張している。

## (1) 補助対象経費の認定

### ア 控室使用料

2ビル振興会補助対象事業の平成15年度（6件、249,389円）については、関係者に飲食券を配付の上で利用された補助対象外である飲食店での飲食費が請求されたものや支払い事実について確認できないものであり、また、平成16年度（2件、55,543円）については、対象事業実施外の日に飲食店を利用した領収書をもって請求されたものであり、いずれも補助対象経費として認定できないものである。

駅ビル連合会補助対象事業の平成15年度（1件、7,143円）については、支払い事実について確認できないものであり、また、平成16年度（2件、42,429円）については、対象事業実施外の日に飲食店を利用した領収書をもって請求されたものであり、いずれも補助対象経費として認定できないものである。

### イ 会議室使用料

駅ビル連合会補助対象事業の平成15年度（1件、100,000円）及び平成16年度（1件、150,000円）については、同連合会を構成する2ビル振興会と管理組合との間で使用料無料の覚書を交わしている会議室であり、本件使用料を支払う客観的根拠に乏しく、支払い事実について確認ができないものであり、補助対象経費として認定できないものである。

### ウ イベント広場使用料

駅ビル連合会補助対象事業の平成15年度（1件、300,000円）及び平成16年度（1件、300,000円）については、同連合会を構成する2ビル振興会と管理組合との間で無償使用契約を締結しており、本件使用料を支払う客観的根拠に乏しく、支払い事実について確認ができないものであり、補助対象経費として認定できないものである。

### エ 参加賞景品の購入数量

駅ビル連合会補助対象事業の平成16年度について、購入数量については相違ないことが納入者の請求書等により確認されているが、一部の数量（18,440円相当）の用途が確認できないものであり、補助対象経費として認定できないものである。

## (2) 補助金の過大交付

上記のように補助対象経費として認定できない経費は、2ビル振興会補助対象事業は、平成15年度249,389円、平成16年度55,543円であり、駅ビル連合会補助対象事業は、平成15年度407,143円、平成16年度510,869円である。これらを除いた上で本来交付すべき補助金を要綱に基づいて再算定し、これを既交付額と差し引きすると次のとおりとなる。

## ア 2ビル振興会補助対象事業

平成 15 年度においては、補助対象経費として認定できない 249,389 円を除外した後の対象経費 5,653,274 円に補助率を適用し再算定すると、国際交流事業費 500,000 円が先ず確定し、残る 5,153,274 円のうち 350 万円以下については補助率 2 分の 1 を、350 万円超 450 万円以下については 3 分の 1 を、残額については 5 分の 1 を乗じて得た額の合計 2,713,000 円となり、既交付額 2,763,000 円と差し引きすると 50,000 円が過大に交付されたことになる。

平成 16 年度においては、補助対象経費として認定できない 55,543 円を除外した後の対象経費 4,304,843 円に補助率を適用し再算定すると、国際交流事業費 500,000 円が先ず確定し、残る 3,804,843 円のうち 350 万円以下については補助率 2 分の 1 を、残額については 3 分の 1 を乗じて得た額の合計 2,351,000 円となり、既交付額 2,370,000 円と差し引きすると 19,000 円が過大に交付されたことになる。

## イ 駅ビル連合会補助対象事業

平成 15 年度においては、補助対象経費として認定できない 407,143 円を除外した後の対象経費 5,256,700 円に補助率を適用し再算定すると、国際交流事業費 325,000 円が先ず確定し、残る 4,931,700 円のうち 350 万円以下については補助率 2 分の 1 を、350 万円超 450 万円以下については 3 分の 1 を、残額については 5 分の 1 を乗じて得た額の合計 2,494,000 円となり、既交付額 2,716,000 円と差し引きすると 222,000 円が過大に交付されたことになる。

平成 16 年度においては、補助対象経費として認定できない 510,869 円を除外した後の対象経費 7,046,035 円に補助率を適用し再算定すると、国際交流事業費 500,000 円が先ず確定し、残る 6,546,035 円のうち 350 万円以下については補助率 2 分の 1 を、350 万円超 450 万円以下については 3 分の 1 を、450 万円超 550 万円以下については 5 分の 1 を、残額については 10 分の 1 を乗じて得た額の合計 2,887,000 円となり、既交付額 2,939,000 円と差し引きすると 52,000 円が過大に交付されたことになる。

### (3) 補助金交付決定の取消しと返還請求

上記のとおり、本件交付決定は、虚偽の申請という相手方の義務違反による瑕疵があり、このような瑕疵ある交付決定をそのまま存続させることは公益に反することから、要綱第 13 条において、虚偽の申請その他不正の行為があったときなどは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができると定められている。

このように規定されたのは、補助金の違法・不当な交付による本市の損害を防止しようとするものであると解されることから、結果において本市に損害を与えず、正当に受領し得るべきであった補助金をも返還対象とするものではないが、違法・不当な申請等の行為が補助金全体に及ぼすような場合、あるいは、補助金を構成する各経費が違法・不当な行為によるものと正当に受領し得るべきものと不可分である場合には、補助金全体が返還の対象となり得るものである。

今回、請求の対象とされた 4 事業は、要綱に基づき事業認定され、事業終了後に

市商連を通じ提出された所要経費の領収書を1件ごと審査した上で補助対象かどうかの判断がなされたものであり、事業そのものが実施された事実については、事業記録写真を含む事業完了報告などにより経済局も確認しており、請求人も請求書の中で否定するところではない。また、経済局が調査した結果、関係書類が十分に保存されていないという点で不備が残るものの、各補助金は、該当する期間における収支決算報告に計上されており、請求人の主張する項目以外では虚偽の申請が確認されなかったということである。

以上のことからすれば、補助金全額について認定を取消し返還を求めることは相当ではなく、補助対象経費として認定できないものを除外した上で本来交付すべき補助金を再算定し、これを既交付額から差し引いた額が要綱第13条に基づき認定を取消し返還を求めるべき対象となるものと判断する。

#### 4 結 論

以上の判断により、本件補助金の返還を求める請求人の主張には一部理由があると認められるので、次のとおり勧告する。

#### 勧 告

監査の結果、平成15年度及び平成16年度に2ビル振興会及び駅ビル連合会において実施された一商一国運動に対して交付された補助金の一部については、不適正な申請に基づく過大な交付であると判断されることから、措置を講じる必要があるので、法第242条第4項の規定により、次の措置を2か月以内に講じられるよう勧告する。

#### 記

- (1) 2ビル振興会の一商一国運動に対して交付された補助金のうち、平成15年度の50,000円及び平成16年度の19,000円について、交付を受けた市商連に対し、しかるべき手続により返還を求めること。
- (2) 駅ビル連合会の一商一国運動に対して交付された補助金のうち、平成15年度の222,000円及び平成16年度の52,000円について、交付を受けた市商連に対し、しかるべき手続により返還を求めること。
- (3) 平成14年度以前に実施した2ビル振興会及び駅ビル連合会の一商一国運動に対して交付された補助金についても、調査の上、同様に返還請求権を有すると認められるものについては、しかるべき手続により返還を求めること。

#### (意見)

今回の補助金の請求に際しては、飲食店の領収書に控室使用料と記載されていたり、事業実施団体の構成団体が自ら領収書を発行しているなど疑義が生じるにもかかわらず、審査事務に慎重さを欠いた結果、このような不適正な事態が生じたものであり、年度末に行われた2事業については、審査期間に十分な時間が確保されず、事業の実

施時期も少なからず影響を与えたものと考えられる。

また、このような事態が生じた際の対策として、要綱に市商連に対する検査が規定されているものの、備えるべき帳票とその保存期間について規定がなされていないなど、補助金の不正受給防止への対策が十分なされていない。

今回の件を十分踏まえ、適正な補助金の執行のために事業の実施時期及び不正受給防止対策を検討の上で規定を見直すとともに、審査方法においても統一された明確な基準で複数人により行えるよう改善する必要がある。